



昭和十九年度
海軍志願兵の募集

海軍省

- 目次
- (一)海軍志願兵の使命
 - (二)各兵種の職務概要と志願兵種の選擇
 - (三)志願兵の募集
 - (四)志願兵の検査
 - (五)志願兵の訓練

(一) 海軍志願兵の使命

我が海軍はなぜ志願兵の採用に重きを置いて居るか、それは色々の理由があるが、分り易く謂へば次の通りである。

- 一、日本獨創の優れた艦艇兵器機関等の活用は優れた日本青年の手に依らねばならぬ。
- 二、最新知識を集めた海軍を了解するには長期の服役を要す。
- 三、優秀有爲の軍人の養成。
- 四、將來海軍に官として活躍の期待。

海軍の活動は艦艇の力に依つてゐる。其の威力の發揮には志願兵の力に依つてゐる。其の活動の範圍は海軍の存在は平時に於ける帝國の繁榮と防衛に缺くべからざるものである。

昭和十六年十二月八日大東亞戰爭勃發するや我海軍は開戦以來ハワイ真珠灣を奇襲して米國太平洋艦隊の大部を潰滅し又マレー沖に於て英國自慢の艦隊を撃沈し全世界を驚愕せしめた。

今や戦線は太平洋の廣大なる海域に展開せられ海軍部隊の果敢なる勇戦奮闘に依り空前の戦果を収めつつあるが戦はこれからであつて海軍の責務は益々重大となつた。されば思想實質に於て學力體力共に優秀なる全國の青少年が、眼を帝國の前途に注ぎ奮つて海軍を志願し海軍男子として健闘するを望むのである。

(二) 各兵種の職務概要と志願兵種の選擇

志願者は、先づ第一に自分の志願する兵種を定めねばならぬが、これには次に書いてある各兵種の職務の概要を研究し自分の性格、體格、學力等を考慮して最も適する兵種を選ばねばならぬ。

志願兵種の選擇

志願兵種は第一何々第二何々等となるべく三つは申し出るが宜しい。

水兵 (一般水兵)

主たる役目：大砲、水雷又は測候關係、艦艇の運用、信號等。

此の兵種は海軍兵の中で最も人数が多く尙其の職務も廣範圍にわたつて居り海軍に於いて三月の新兵教育終了後砲術を希望する者は海軍砲術學校に、信號、氣象、應急、操艦關係を希望する者は海軍航海學校に、水雷關係を希望する者は海軍水雷學校に、機雷、水雷を希望する者は海軍機雷學校に、電測を希望する者は海軍通信學校に夫々試験の上入校特修教育を終へた後艦艇部隊に配員され大砲や水雷發射管の射手等の華々しい役目や精密な機械操作等責任の重い役目に充てられるのである。殊に近年艦艇兵器が益々精巧なものとなつた爲に之を取扱ふ水兵は益々優秀なる頭腦、體格のものがなくてはならぬのである。又海軍艦艇部隊の大部は此の兵種であつて今大東亞戰爭に於ける勇猛果敢な敵前上陸や決死隊に参加殊勳を奏してゐるのである。

水兵 (少年水兵)

主たる役目：敵の潜水艦又は軍艦の所在測定

此の兵種は昭和十七年から新採用せられてゐるもので最初から水測兵として志願し、海軍機雷學校に於て教育を受ける。

水兵 (少年電信兵)

主たる役目：無線電信無線電話の取扱

最初から電信兵として志願し、海軍通信學校に入校する。

少年飛行兵 (乙種飛行科練習生)

主たる役目：航空機の操縦及機上諸作業

採用されるものと總て海軍練習航空隊に入隊して特別の教育を受けるのであつて帝國海軍の荒鷲候補者である事に於て既に有名である。

整備兵

主たる役目：航空機の機體、發動機及兵器の整備取扱

航空機の發達に伴ひ飛行兵と共に重要な兵種で海軍航空教育終了後航空兵器取扱等の特修技術修得の爲海軍練習航空隊に於て各學校と同様の教育を修めた上艦艇部隊に配員せらる。

機關兵

主たる役目：汽機、機械、電氣機械取扱、機關工業

此の兵種は水兵と共に海軍に於ける主なる兵種であつて海軍教育終了後試験の上海軍工機學校に入校し蒸氣機械、汽機、内火機械、電氣關係等専門な教育を修得して艦艇部隊に配員せられ機械の運轉を始め艦艇を焚く事電氣關係機械の取扱等に至る迄夫々専門的の諸作業に従事するのである。

- (四)乙種飛行兵志願者の第二次検査
- (五)官等進級其の他學考事項
- 附録 海軍志願兵志願者の第二次検査

此の兵種は水兵と共に海軍に於ける主なる兵種であつて海軍教育終了後試験の上海軍工機學校に入校し蒸氣機械、汽機、内火機械、電氣關係等専門な教育を修得して艦艇部隊に配員せられ機械の運轉を始め艦艇を焚く事電氣關係機械の取扱等に至る迄夫々専門的の諸作業に従事するのである。

主たる役目：機體、機體の整備、手術の介助、病狀の検査、エックス線器械の取扱、防衛及防護諸作業

海軍に於ては約二月の教育を受け更に海軍病院練習部に於て教育を受ける。

衛生兵

主たる役目：傷病者の看護、調劑、手術の介助、病狀の検査、エックス線器械の取扱、防衛及防護諸作業

海軍に於ては約二月の教育を受け更に海軍病院練習部に於て教育を受ける。

軍樂兵

主たる役目：儀式禮式の際、又は士氣を鼓舞する爲、その他國樂隊の演奏等に従事する。

採用者は總て横須賀第一海兵團に入團し所謂海軍軍樂隊となるのである。

志願者の年齢は各兵種に依り定められ、採用の年即ち昭和十九年十二月一日現在で計算するもので詳細は左表の通りである。

兵種	年齢	生年	月	日
水兵 (一般水兵)	二十五年以上	自大正十二年三月三十一日	出生の者	
水兵 (少年水兵)	十四年八月一日以上	自大正十四年八月一日	出生の者	
少年飛行兵 (乙種飛行兵)	十四年八月一日以上	自大正十四年八月一日	出生の者	
衛生兵	二十五年以上	自大正十二年三月三十一日	出生の者	
軍樂兵	二十五年以上	自大正十二年三月三十一日	出生の者	

(イ) 身體検査

身體検査の規格は左表の通りで年齢によつて差異がある。(一)内は飛行兵の規格を示す

身長	胸圍	肺圍	活潑	力
十八年以上	一五七〇	一五八〇	一五八〇	一五八〇
十八年未満	一五六〇	一五七〇	一五七〇	一五七〇
十七年未満	一五五〇	一五六〇	一五六〇	一五六〇
十六年未満	一五四〇	一五五〇	一五五〇	一五五〇
十五年未満	一五三〇	一五四〇	一五四〇	一五四〇
十四年未満	一五二〇	一五三〇	一五三〇	一五三〇
十三年未満	一五一〇	一五二〇	一五二〇	一五二〇
十二年未満	一五〇〇	一五一〇	一五一〇	一五一〇
十一年未満	一四九〇	一五〇〇	一四九〇	一四九〇
十年未満	一四八〇	一四九〇	一四八〇	一四八〇
九年以上	一四七〇	一四八〇	一四七〇	一四七〇
八年以上	一四六〇	一四七〇	一四六〇	一四六〇
七年以上	一四五〇	一四六〇	一四五〇	一四五〇
六年以上	一四四〇	一四五〇	一四四〇	一四四〇
五年以上	一四三〇	一四四〇	一四三〇	一四三〇
四年以上	一四二〇	一四三〇	一四二〇	一四二〇
三年以上	一四一〇	一四二〇	一四一〇	一四一〇
二年以上	一四〇〇	一四一〇	一四〇〇	一四〇〇
一年以上	一三九〇	一四〇〇	一三九〇	一三九〇
一年以上	一三八〇	一三九〇	一三八〇	一三八〇
一年以上	一三七〇	一三八〇	一三七〇	一三七〇
一年以上	一三六〇	一三七〇	一三六〇	一三六〇
一年以上	一三五〇	一三六〇	一三五〇	一三五〇
一年以上	一三四〇	一三五〇	一三四〇	一三四〇
一年以上	一三三〇	一三四〇	一三三〇	一三三〇
一年以上	一三二〇	一三三〇	一三二〇	一三二〇
一年以上	一三一〇	一三二〇	一三一〇	一三一〇
一年以上	一三〇〇	一三一〇	一三〇〇	一三〇〇
一年以上	一二九〇	一二九〇	一二九〇	一二九〇
一年以上	一二八〇	一二八〇	一二八〇	一二八〇
一年以上	一二七〇	一二七〇	一二七〇	一二七〇
一年以上	一二六〇	一二六〇	一二六〇	一二六〇
一年以上	一二五〇	一二五〇	一二五〇	一二五〇
一年以上	一二四〇	一二四〇	一二四〇	一二四〇
一年以上	一二三〇	一二三〇	一二三〇	一二三〇
一年以上	一二二〇	一二二〇	一二二〇	一二二〇
一年以上	一二一〇	一二一〇	一二一〇	一二一〇
一年以上	一二〇〇	一二〇〇	一二〇〇	一二〇〇

(ロ) 學力試験等

學力試験は讀書、數學の二科目に就き國民學校高等科修了程度に依り行はれる。尙少年水測兵、少年電信兵、少年飛行兵、工作兵及軍樂兵に對しては適性検査も行はれる。試験成績の外に學校の成績が加味せられるから、通信簿(學業證明書)、青年學校手帳及各種の褒賞狀を有する者は必ず検査場に携帶して、徵募官の閲覧を受けること。

(ハ) 志願者心得

(一) 準備検査や準備教育を行はれる場合には進んで之に應ずること。

(二) 學科は國民學校高等科及初等科五、六年程度の數學と讀書を反覆勉強して置くこと。

(三) 身體の鍛錬に心懸け又悪い所はないかよく右の規格表に照して見て置くこと。出來得れば學校醫等の検査を受け軽い疾病はすぐ治して置くこと。

(四) 品行を慎み精神の修養に努め、海軍軍人となるの心構へで居ること。

(五) 検査前日には必ず入浴して身體を清め且耳や鼻の内部をよく掃除して置くこと。

(ニ) 旅費

志願兵を志願する者徵募検査を受ける爲に必要な旅費は官給のことに新に定められたるを以て出發の際市區町村より受領のこと。

三、検査當日の携帶品

(イ) 青年學校手帳

(ロ) 國民學校初等科四年以上の通信簿。全部(通信簿なきときは學業證明書)及各種褒賞等

(ハ) 鉛筆、ナイフ、消ゴム

(ニ) 辨當及脱いだ衣服所持品を含む風呂敷

四、検査開始時刻に必ず遅れぬこと。

(四) 少年飛行兵志願者の第二次検査

本検査は少年飛行兵を志願し合格した者の中より選抜して、前年の十一月頃から其年の二月頃の間指定の海軍航空隊に集めて更に適性検査、身體検査及口頭試験を行ふのである。

右受験者に對しては海軍人事課より市(區)町村を経て本人に出發通知と受検心得を送付せられる、此の検査

